

奈良県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

一 指定公金事務取扱者の名称

関西緑地サービス株式会社

二 指定公金事務取扱者の所在地

奈良市疋田町二丁目二番四号

三 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和八年四月一日

五 委託した公金事務に係る歳入

1 令和八年四月一日から同年七月八日まで

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例（令和八年七月奈良県条例第六号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正前の奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の九に規定する吉城園茶室に係る使用料及び同表の十六に規定する旧山口氏南都別邸茶室に係る使用料

2 令和八年七月九日から令和九年三月三十一日まで

改正条例第一条の規定による改正後の奈良県立都市公園条例別表第四の九に規定する吉城園茶室に係る使用料及び同表の十七に規定する旧山口氏南都別邸茶室に係る使用料

六 公金事務を行う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで